

事例 1 (学習塾)

事業場の半数以上の労働者に月100時間を超える違法な長時間労働を行わせるとともに、割増賃金を適正に支払っていなかったほか、特に、学生アルバイトについては、担当する授業の時間帯のみを労働時間として取り扱い、割増賃金を支払っていなかったもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

- 1 会社は、労働時間管理を全く行っておらず、半数以上の労働者について、月100時間を超える時間外労働を36協定（労使協定）の締結・届出なく行わせていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②労働時間の適正把握について指導
- ③長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 基本給の一定割合の額を割増賃金として支払うこととしていたものの、実際の労働時間数に基づき計算した割増賃金の額が、これを超えた場合に、その差額を支払っていなかった。また、学生アルバイトについて、担当する授業の時間帯のみを労働時間として取り扱い、授業の準備や会議の時間に対する割増賃金を支払っていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

- 3 深夜業に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施していなかった。また、定期健康診断の結果について、個人票を作成していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第66条（健康診断）違反を是正勧告
- ②同法第66条の3（健康診断の結果の記録）違反を是正勧告

事例 2 (建設業)

長時間労働などを原因とする労災請求（脳・心臓疾患を発症）があった事業場において、最も長い労働者について月約200時間の違法な時間外労働を行わせ、かつ、衛生委員会において長時間労働による健康障害防止対策についての調査審議を行っていなかったもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

- 1 勤務シフト表を始めとした労働時間管理等に関する労働関係書類を調査したところ、複数の労働者で月100時間を超える違法な時間外労働（最も長い者で約200時間）が認められた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 衛生委員会を開催しているにもかかわらず、長時間労働による健康障害防止対策について調査審議していなかった。

監督署の対応

- 労働安全衛生法第18条（衛生委員会）違反を是正勧告

事例3 (コンビニエンスストア)

最も長い労働者で月200時間を超える違法な時間外労働を行わせるとともに、正社員には全く割増賃金を支払わず、また、アルバイトについては、毎月一律に10時間差し引いた時間を労働時間として取り扱い、割増賃金を適正に支払っていなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 会社は36協定の締結・届出を行わず、時間外労働や休日労働を行わせており、最も長い労働者で月約200時間の時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②同法第35条（休日労働）違反を是正勧告
- ③長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 始業・終業時刻を労働者自身にバーコードスキャンさせ、これをパソコンに記録させて労働時間管理を行っていたが、正社員には割増賃金を全く支払わず、アルバイトに対しては、交代を待つ手待ち時間を労働時間ではないとして、月に10時間程度少ない時間数で賃金を計算し、割増賃金を適正に支払わなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第24条（賃金の支払）違反を是正勧告
- ②同法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ③不払いとなっている賃金、割増賃金の支払いを指導

- 3 深夜業に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施していなかった。また、アルバイトについては、定期健康診断を実施していなかった。

監督署の対応

- 労働安全衛生法第66条（健康診断）違反を是正勧告

事例4 (道路貨物運送業)

長時間労働などを原因とする労災請求（脳・心臓疾患を発症）があった事業場において、労災請求者に対し6か月連続で月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていたほか、深夜業に従事する場合の健康診断を実施していなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 タイムカードやデジタルタコグラフ等の労働関係書類を確認したところ、複数の労働者に月100時間を超える違法な時間外労働を行わせており、特に、労災請求を行った労働者については、発症前6か月連続で月100時間を超える時間外労働（最も長い月で約170時間）を行わせており、必要な休憩時間も確保していなかった。
また、休日労働に対する割増賃金が支払われていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②同法第34条（休憩時間）違反を是正勧告
- ③同法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ④長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ⑤過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 深夜業に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施していなかった。

監督署の対応

- 労働安全衛生法第66条（健康診断）違反を是正勧告

事例5
(接客娯楽業)

労働条件を書面で明示せずに学生アルバイトを使用し、時間外・休日労働を行わせてはならないにもかかわらず、月約100時間の違法な時間外労働や休日労働を行わせ、割増賃金を適正に支払っていなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 会社は、繁忙期である夏季に多くの学生アルバイト（主に高校生）を採用しているが、労働契約の締結に当たり、労働条件を書面で明示していなかった。

監督署の対応

労働基準法第15条（労働条件の明示）違反を是正勧告

- 2 高校生アルバイト（年少者）に対して、時間外・休日労働を行わせてはならないにもかかわらず、これを行わせ、最も長い労働者で月約100時間の時間外労働を行わせていた。また、時間外・休日労働に対する割増賃金を割り増すことなく支払っていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②同法第35条（休日労働）違反を是正勧告
- ③同法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ④不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ⑤長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ⑥過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 3 定期健康診断の結果、有所見者に対して、医師等による意見聴取を行っていなかった。また、衛生管理者や産業医を選任しておらず、衛生委員会を設けていなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第12条（衛生管理者）違反を是正勧告
- ②同法第13条（産業医）違反を是正勧告
- ③同法第18条（衛生委員会）違反を是正勧告
- ④同法第66条の4（医師からの意見聴取）違反を是正勧告

事例6
(飲食業)

同系列の2店舗において、36協定の締結や届出なく、最も長い労働者で月120時間を超える違法な時間外労働や休日労働を行わせ、さらに、休日労働や深夜労働に対する割増賃金を一切支払わず、賃金台帳に時間外労働時間数などを記入していなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 タイムカード等の労働関係書類を調査したところ、同系列の2店舗において、36協定の締結・届出なく、それぞれ最も長い労働者で月120時間を超える時間外労働を行わせていた。

また、賃金台帳に時間外労働時間数を記入していなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②同法第35条（休日労働）違反を是正勧告
- ③同法第108条（賃金台帳）違反を是正勧告
- ④長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止について指導

- 2 休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を一切支払っていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

- 3 深夜業に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施していなかった。

監督署の対応

労働安全衛生法第66条（健康診断）違反を是正勧告

36協定の労働者の過半数代表者を適正に選任していなかったほか、最も長い労働者で月200時間を超える違法な時間外労働を行わせ、かつ、休憩時間を一律に30分単位で切り上げて扱うことで法定の休憩時間を与えていなかったもの

**事例7
(旅館業)**

監督指導において把握した事実と監督署の指導

1 36協定の協定当事者である労働者の過半数代表者を一部の労働者から選出し、適正な選出手続きを行っていなかった。

また、10名を超える労働者に対して月100時間を超える時間外労働（最も長い者で約200時間超）を行わせ、かつ、違法な休日労働も行わせていた。さらに、法定の休憩時間を取得させていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②同法第34条（休憩時間）違反を是正勧告
- ③同法第35条（休日労働）を是正勧告
- ④36協定の労働者の過半数代表者の適正な選出について指導
- ⑤長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ⑥過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

2 月25時間分の時間外労働時間に係る割増賃金を支払うこととしていたものの、労働者の指紋認証により把握した実際の時間外労働時間数が月25時間を超えた場合に、不足額を支払っていなかった。また、休憩時間を一律に30分単位で切り上げて扱うことで法定の休憩時間を与えず、かつ、休日労働に対する割増賃金を支払っていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ③休憩時間の適正な管理について指導

3 雇入れ時及び深夜業に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施していなかった。また、衛生管理者や産業医を選任しておらず、衛生委員会を設けていなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第12条（衛生管理者）違反を是正勧告
- ②同法第13条（産業医）違反を是正勧告
- ③同法第18条（衛生委員会）違反を是正勧告
- ④同法第66条（健康診断）違反を是正勧告

7割を超える労働者に36協定の特別条項で定めた回数（年6回）を超えて違法な時間外労働を行わせ、かつ、6割を超える労働者について、月100時間を超える違法な時間外労働（最も長い者は月約160時間）を行わせていたもの

**事例8
(製造業)**

監督指導において把握した事実と監督署の指導

1 7割を超える労働者に36協定の特別条項で定めた回数（年6回）を超えて、違法な時間外労働を行わせていた（ほとんどの労働者が年11回）。また、36協定の特別条項で定めた上限時間である月100時間を超える月約160時間（年788時間を超える年1,400時間）の違法な時間外労働を行わせていた。

なお、6割を超える労働者の時間外労働時間が月100時間を超えていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②特別条項付き36協定の適正な運用について指導
- ③長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例9
(情報処理
サービス業)

長時間労働などを原因とする労災請求(精神障害を発病)があった事業場において、10名を超える労働者について月100時間を超える違法な時間外労働(最も長い労働者で月約160時間)を行わせ、かつ、割増賃金を適正に支払っていなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 会社は、出退勤時刻を把握する「タイムカード」に加え、「作業時間報告書」を労働者自らに作成させ労働時間を管理していた。「タイムカード」と「作業時間報告書」に相違がみられ、これに合理的な理由が認められなかったため、実態調査を行なったところ、10名を超える労働者に対して月100時間を超える違法な長時間労働(最も長い労働者で月約160時間の時間外労働)を行わせていたことが明らかとなった。
- また、地域手当等の一部の手当を割増賃金の基礎となる賃金に含めておらず、割増賃金が適正に支払われていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告
- ③労働時間の適正な把握について指導
- ④不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ⑤長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ⑥過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 衛生管理者を選任していなかった。

監督署の対応

- 労働安全衛生法第12条(衛生管理者)違反を是正勧告

事例10
(小売業)

長時間労働などを原因とする労災請求(精神障害を発病)があった事業場において、複数の労働者に対して36協定の上限時間である140時間を超える違法な時間外労働(最も長い労働者で月約180時間)を行わせ、かつ、衛生委員会の構成員に労働者を代表する者を参加させていなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 タイムカード等の労働関係書類を確認したところ、複数の労働者に対し、36協定の特別条項で定めた上限時間である月140時間を超える違法な時間外労働(最も長い者で月約180時間)を行わせており、かつ、その回数も上限である年6回を超えていた。
- また、必要な休憩時間も確保されていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②同法第34条(休憩時間)違反を是正勧告
- ③特別条項付き36協定の適正な運用について指導
- ④長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止について指導

- 2 長時間労働による労働者の健康障害防止対策の樹立について調査審議する衛生委員会の構成員として、労働者を代表する者を参加させていなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第18条(衛生委員会)違反を是正勧告
- ②是正後、衛生委員会で長時間による労働者の健康障害防止対策の樹立について調査審議を行うよう指導